

第 98 号議案

豊後大野市水道事業給水条例の一部改正について

豊後大野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者指定の更新手数料の設定等を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

豊後大野市水道事業給水条例（平成 17 年豊後大野市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項及び第 5 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 33 条中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項に規定する指定の更新をするとき 1 件につき 10,000 円

第 37 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条及び第 37 条の改正規定は、公布の日から施行する。